

第3章 焦点となった法案・課題への対応

児童手当の特例給付の
一部廃止に反対

14 子ども総合 基本法案

政府は204回通常国会に「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案には、現在は年収約960万円以上の世帯に子ども1人あたり月額5000円が支給されている児童手当の特例給付について変更を加え、年収約1200万円以上の世帯を対象外とすることが盛り込まれた。

この一部廃止により、2021年10月から61万人の子どもが支給対象から外される。所得制限によって既に高校授業料無償化などの支援も受けられていない世帯であり、「子育て罰の厳罰化」との厳しい声が上がっている。また、「こども庁」の創設を検討する一方で児童手当を削減するという政府・与党の姿勢は、到底理解できない。さらに、政府はこの改正で浮く370億円を待機児童の解消に充てる方針としているが、少ない子ども子育て予算の中での付け替えではなく、子どもに関する予算全体を増額すべきである。

これらのことから、立憲民主党は、同法案に反対したが、与党の賛成により成立した。

すべての子どもに児童手当の支給を目指す

立憲民主党は、社会全体で子どもの育ちを支援するという観点から、親の収入にかかわらずすべての子どもに児童手当を給付すべきであると考えている。204回通常国会で衆議院に提出した議員立法「子ども総合基本法案」では、児童手当の高校生までの支給拡大や、ふたり親を含む経済的に厳しい子育て世帯に追加の給付を行うことを盛り込んだが、審議に至らず、継続審議となった。

消費者の権利を守り、実現する

15 消費者の 権利実現法案

消費者被害は、どのような立場や環境にある人でも他人ごとではなく、知らず知らずのうちに悪徳商法の被害者となる可能性がある。昨今では、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式のため、オンラインでのショッピングや契約の締結が多くなり、新しい形態での消費者被害も増えている。

こうした背景から、立憲民主党は、政府が提出した特商法・預託法改正案の対案として、「消費者の権利実現法案」を、野党3党共同で衆議院に提出した。(詳細p.28)

情報と交渉力の格差から消費者を守るために

消費者の権利実現法案は、消費者と事業者の間には、情報の質・量及び交渉力の格差があることを踏まえ、①紙による契約書があれば、本人が契約したことを家族や友人が気づきやすいため被害防止が図られやすいが、紙の契約書がなければそうした機会を失うことから、消費者被害の拡大を防ぐ最後の砦として、契約書等の電子化を導入しないこと、②いわゆる「つけこみ型勧誘」に関して包括的に取消権を創設すること、③18・19歳の若年者は、成年年齢引き下げにより未成年者取消権を失ってしまうため、契約について再考し周囲の人々に相談できるよう、20歳未満の者についてはクーリング・オフ期間を延長すること、の3点を柱としている。

本法案は政府提出法案と並行して審議されたが、204回通常国会では審査未了、廃案となった。立憲民主党は、今後も消費者の権利を実現するための法律の制定に取り組んでいく。